## 農地は限られた資源

そして地域における







農地の所有者などは 農地を適正に利用する「責務」があります

農地法1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における 貴重な資源 | であることが明記され、農地を所有している者など(農地を借りて 耕作している者を含む)は、「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない 責務」があると農地法2条の2に規定されています。

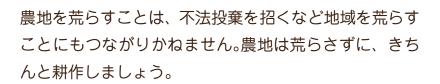
このため、農業委員会が農地法30条により実施する農地利用状況調査において 不耕作などにより荒れた農地があり、農業委員会の指導や農地利用意向調査(農地 法32条)の後も、そのままの状態で放置などしたときは、農地中間管理機構を通 じ、その農地を利用したい人が権利を取得できるよう措置される場合があります。

なお、所有者不明農地については、一定の要件のもと、農地中間管理事業を活用 することで貸借することができます。

## 農地の相談は農業委員会まで



## 農地は荒らさずに!





農地の貸借や転用は、農業委員会の許可が必要となります。 許可を得ず、農地の貸借や転用をした場合は農地法違反となります。

> 東京都委託事業「農地利活用促進事業」資料 一般社団法人 東京都農業会議 2024